

生徒を教職員等による性暴力等から守るための校内ルール

本校教職員は、令和4年4月1日試行「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び令和6年4月改訂 東京都教育委員会「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」、令和4年3月改正「調布市個人情報保護条例」を遵守し、生徒を「性暴力等（※1）」から守るために、次の校内ルールに従って職務を遂行すること。

※1 「性暴力等」とは、刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫の有無を問わない。

1 生徒との関わり方について

(1) 次に示す一切の行為を行ってはならない。

- ① 児童生徒等に性行為等を行うこと又は性行為等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
- ③ 16歳未満の者に対する面会要求等刑法の罪※2、児童買春、児童ポルノ法違反、性的姿勢撮影等処罰法違反
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ（性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの※3）

※2 16歳未満の者に対して、わいせつの目的で、面会を要求する若しくは面会する行為、性的な部位を露出した状態などを撮って写真や動画を送るよう要求する行為

※3 例：身体をしつこくながめたり、教育の目的外で性に関する話題をしたり、質問したりすること

(2) 「3ない運動、プラス」を遵守する（校内掲示）。

- ① 児童生徒に対して、指導に不必要な身体接触は行わない。（さわらない）※4
- ② 児童生徒に対して、個人的なメール・SNS等の送信はしない。（送らない）※5
- ③ 児童生徒と閉鎖的な状況で指導・対応を行わない。（二人きりにならない）※6

プラス 児童生徒と教職員の交際関係は成立しない。

※4 励ましのつもりで頭や肩に触れたといったもの等、直ちには性暴力とはいえない場合でも、不必要な身体接触をしないこと。

※5 生徒と連絡をとる際は、管理職から認められた手段や方法で行うこと。

※6 生徒に対して、個別の生活指導等を行う際は、複数人に対応することを原則とする。1対1での対面指導を行う場合は、「2階応接室」を使用し、指導する内容等について、管理職への事前・事後の報告・連絡・相談がなされるようにすること。やむを得ず指定場所以外で指導する場合は、職員室ホワイトボードに場所と時間を明記すること。

(3) その他、以下の内容を遵守する。

- ① 生徒に対して、通常の指導において、生徒に不安感を与えるような、「大きな声」で威圧するような言動を行わない。（緊急時に「大きな声」を出す対応を除く。）
- ② 生徒に対して、人権上配慮に欠けた、「きつい言い方」をしない。（例：お前、お前たち、

だまれ、死ね、こんなのもできないのか、小学生レベルだ等)

- ③ ①及び②の事実が認められない場合においても、誤解を招くことがないように、注意する。

2 校内の環境整備について

- (1) 教育目的内外問わず、生徒に対して、不必要な撮影や録画をしない。教室や職員室、教科準備室、教材室、トイレ、ロッカー等を常に整理整頓し、カメラやタブレットを設置することができないような環境をつくる。
- (2) 教室ドアの小窓等には掲示物を貼らず、外部から見えるようにしておく。ただし、体育等で生徒が着替えを行う際は、外部から見えないように目隠しを徹底する。

3 私物の扱い・情報管理について

- (1) 私物のスマートフォンや携帯電話は、出勤から退勤まで、職員室や更衣室のロッカー等で保管し、廊下や教室等に持ち込まない。
- (2) 以下のものについては、学校内への持ち込み自体を原則禁止とする。
 - ① 私物のパソコン
 - ② 私物のデジタルカメラ
 - ③ 私物のビデオカメラ
 - ④ 私物の IC レコーダー
 - ⑤ 私物の USB, HDD 等の電磁的記録媒体 等
- (3) 教育委員会及び学校が保有する情報資産は、学校外への持ち出しを原則禁止とする。※7
- (4) 業務上の目的で、教職員用端末を学校外へ持ち出す際は、教育委員会が定める「教職員用端末等持ち出しに関する管理簿」である「情報資産持出簿」に記載し、管理職の許可を得ること。

※7 自身が学校外へ持ち出すことだけでなく、市外の他者へ渡すこともしてはならない。

(参考) 調布市個人情報保護条例 第12条 (外部提供の制限)

「保有個人情報の市の実施機関以外のものへの情報提供をしてはならない。」

以上の校内ルールを守るとともに、性暴力等が疑われるときはもとより、教室等の管理が不適切、または指導方法が不適切と感じたときは、躊躇することなく管理職に報告すること。管理職が不在の場合は、調整委員会メンバーに速やかに報告・相談することとする。若しくは、東京都教育委員会が定める以下の相談窓口に相談・通報することもできる。

東京都教育委員会が設置する「第三者相談窓口」

電話による相談・通報 03-6411-6915

メールによる相談・通報 k.tsuho-soudan(at)section.metro.tokyo.jp

万が一、性暴力等の事実が認められた場合は、教育委員会及び学校は、令和5年3月27日付東京都教育委員会文書「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」に基づき、対応する。